

各地方整備局特定部局長 殿

港湾局長
(公印省略)

「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」等の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

(1) 「請負工事監督・検査事務処理要領の制定について」(平成8年4月1日付け港管第872号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項「支出負担行為担当官」の後に「又は契約担当官」を加え、「分任支出負担行為担当官」の後に「又は分任契約担当官」を加える。

第3条第1号へ「契約書第31条」を「契約書第32条」に改める。

第9条第1号「完成工事」を「完成検査」に改める。

第11条第2項「第11条」を「第10条」に改める

附則に次を加える。

附 則 (令和4年11月8日国港総第420号)
本通達は、令和4年11月8日から適用する。

(2) 「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について」(平成8年4月1日付け港管第873号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項「支出負担行為担当官」の後に「又は契約担当官」を加え、「分任支出負担行為担当官」の後に「又は分任契約担当官」を加える。

第3条第1号へ「契約書第31条」を「契約書第32条」に改める。

附則に次を加える。

附 則 (令和4年11月8日国港総第420号)
本通達は、令和4年11月8日から適用する。

以上